

「労務費に関する基準」に係る取組状況

1. 「労務費に関する基準」について

2. これまでに実施した取組について

(1) 全面施行に併せた対応

- ガイドライン類の整備
- 労務費に関する基準値の公表
- 改正法による新たなルールの周知

(2) 実効性確保策に係る進捗

- 労務費等を内訳明示した見積書の作成促進
- 建設技能者を大切にする企業の自主宣言の創設
- 建設Gメンによる調査の取組
- 「みらいエコ住宅2026事業」における担い手確保に向けた取組推進の要件
- CCUSレベル別年収の改定
- コミットメント条項の導入
- 労務費ダンピング調査

3. 今後の取組方針について

(1) 今後のフォローアップ

(2) 実効性確保策（賃金情報提供制度の構築・悪質な事業者や事例の「見える化」）

4. ロードマップについて

1. 「労務費に関する基準」について

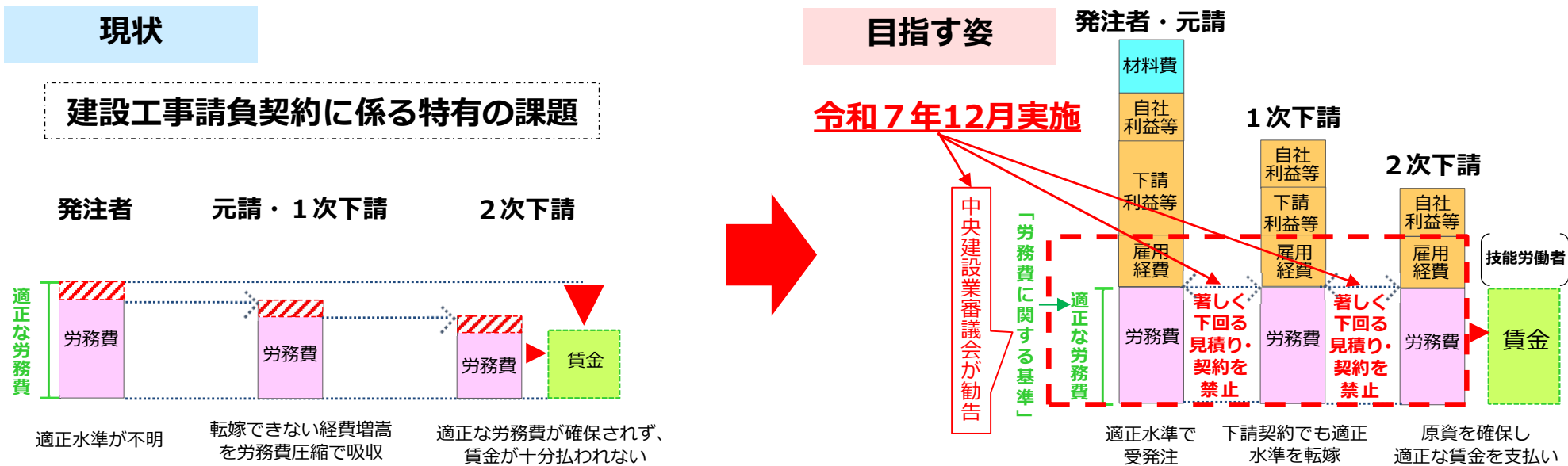
技能者の処遇改善に向けた新たなルールの導入

- 建設業者に対し、**労働者の知識、技能等の評価に基づき賃金支払い等を行うことを努力義務化**（建設業法25条の27）。
- 中央建設業審議会が「**労務費に関する基準**」を作成（同法34条）し、請負契約における適正な労務費の水準を明確化。
- 併せて、基準を**著しく下回る見積り・契約締結を禁止**（同法20条、19条の3）し、**違反した業者は指導・監督**（同法28条）、**発注者は勧告・公表**（同法20条）の対象。



これらの措置により、**適正な労務費が**、公共工事・民間工事を問わず、受発注者間、元請-下請間、下請間の**すべての段階において確保**され、**技能者の賃金として支払われる**ようにする。

労務費確保のイメージ



- 「労務費に関する基準」は、技能者の処遇改善により建設業を持続可能なものとするため、「通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」を示すことにより、適正な労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間の全ての取引段階の請負契約において確保され、技能者に適正な賃金が支払われることを目指すものである。

「労務費に関する基準」の位置づけ

- 公共工事・民間工事を問わず、契約当事者間での価格交渉時に参照できる、「**建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費**」（＝**適正な労務費**）の相場観として作成。
- 個別の契約において確保されるべき労務費は個々の現場ごとに異なるため、**受注者が見積り時**（公共工事であれば入札時）に、**本基準の考え方に沿って適正に労務費等を見積り、価格交渉・決定することが必要**。
- 本基準の考え方に比して、著しく低い労務費等による受注者からの見積り、注文者からの見積り変更依頼、総価での原価割れ契約について、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用。

「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」の考え方

- 技能者の賃金水準について、まずは早急に公共工事設計労務単価水準並とし、**他産業並以上への処遇改善を実現**することを目指す。
- この水準の賃金支払いに必要な原資を、公共工事・民間工事を通じて確保するため、「**適正な労務費**」を**公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする**。
(高い技能を持つ技能者が施工する必要がある場合等においては、受注者側が労務単価を割り増して見積り、価格交渉により必要な労務費を確保。)

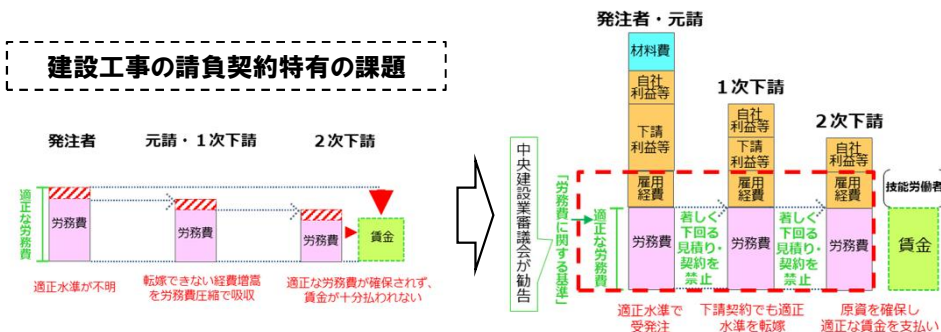
通常必要と認められる労務費 ＝ 適正な労務費

$$= \text{設計労務単価} \times \text{労働時間}$$

$$= \text{設計労務単価} \times \text{歩掛} \times \text{数量}$$

- 労務単価**については、**設計労務単価を下回る水準を設定しないこと**、**歩掛**については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、**受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定**することが必要。
- 個々の請負契約における適正な労務費確保の円滑化のため**、別途、国土交通省が、職種分野別に、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の、本基準を踏まえた**適正な労務費の具体値を、「労務単価×歩掛」の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表**。

労務費確保のイメージ



労務費に関する基準を踏まえた「基準値」の公表

▶ 価格交渉における、本基準に沿った適正な労務費の確保をより円滑に進めるため、国土交通省において、**職種分野別に、本基準を踏まえた適正な労務費の具体値を、トンあたり、平米あたり等の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。**

▶ 基準値は、専門工事業団体・元請建設業団体・国土交通省から成る「職種別意見交換会」等を経て決定。

▶ 基準値は、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の値とし、個別の請負契約においては、**受注者が現場ごとに本基準値を踏まえて労務費等を適正に見積もること、また、注文者がそれを尊重することが必要。**

※基準値の定めのない職種分野においても、本基準の基本的考え方に沿った「適正な労務費」を確保する必要性に変わりはない。

基準値のフォーマット

※建築工事の原則パターン

工事の種類	●●工事	対象工事				「労務費の基準値」の前提となる標準的な規格・仕様	
標準的な規格・仕様	□□□	歩掛と設計労務単価から算出した「労務費の基準値」				算出根拠 (内訳)	
条件	××の種類 ××× △△の種類 △△△					日当たり作業量 (参考値) (m ² /人・日) 16.67 m ² /人・日 =1÷0.06 人・日/m ²	
労務費の基準値(例)	1,754(円/m ²)(例)					日当たり作業量 (参考値) ※施工単位当たり歩掛の合計の逆数	
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m ²)			
	●●工	0.05	30,000	1,500.00			
	■作業員	0.01	25,400	254.00			
	合計			1,754.00			

設計労務単価：令和○年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による
 労務歩掛：◇◇◇◇による
 （内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの）
 「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】
 □□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業

【条件】
 ・条件は以下の通り。
 ××の種類：×××
 △△の種類：△△△
 ・◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】
 ・主な作業内容としては、上記条件における□□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 ・……（例えば、作業に当たっての制約要件（作業場所の広さ等）など【条件】を補足する内容を記載することを想定）を基本とする

なお、上記条件と異なる場合には、個々の建設工事の実態に即して、適切な補正を行う必要がある。

算出に使用した設計労務単価と歩掛の詳細

見積・価格交渉等の場面における留意点
 （職種別意見交換会において検討し、その結果を反映した内容を記載）

基準値の例

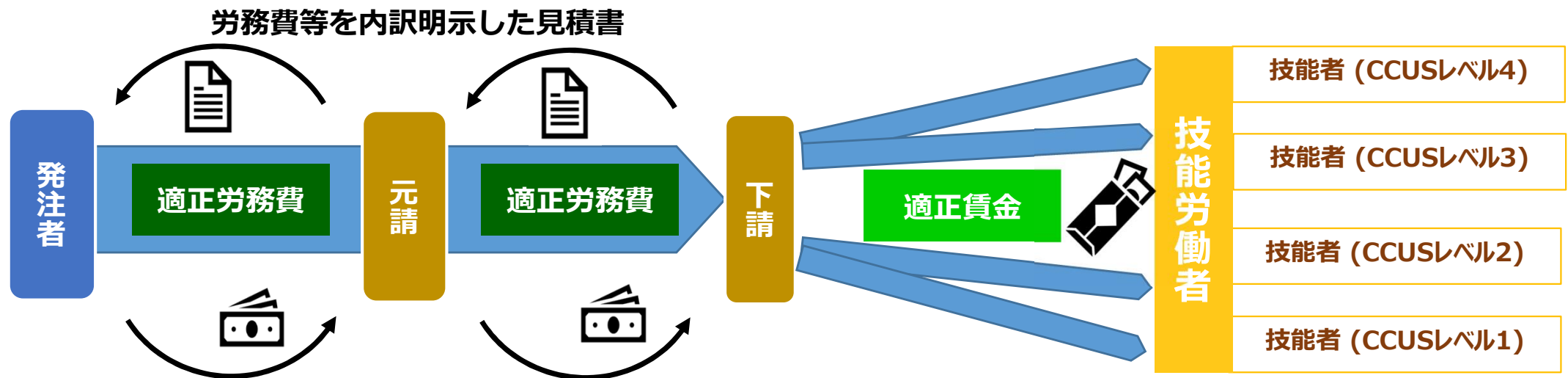
職種分野	基準値	適用条件等
鉄筋工事 (建築)	71,472円/t	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の鉄筋の工場加工及び現場組立、コンクリート打設時における合番 条件： RCラーメン構造、階高3.5～4.0m程度、形状単純 等
型枠工事 (建築)	5,291円/m ²	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の合板型枠の加工及び組立、コンクリート打設時の合番、型枠点検及び保守、型枠の取外し 条件： 普通合板型枠、ラーメン構造・地上軸部、階高3.5～4.0m程度 等

※職種分野別に代表的な基準値（東京都の例）を例示
 ※基準値は個別の請負契約においてそのまま適用できるものではなく、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、具体的な作業内容や施工条件等を踏まえ、基準値を補正して労務費を算出する必要がある。

上記を含め、22職種分野133工種（作業）において基準値を設定済み。（全29許可業種中19業種に対応）

労務費に関する基準を軸とした適正賃金支払いの実現

- 「労務費に関する基準」により、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて **適正な労務費（賃金の原資）を確保**するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の **技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払い**を目指す。



労務費等を内訳明示した
見積の商慣行化

国・団体による様式例の提供等
を通じ見積書における労務費等
の内訳明示の商慣行化

技能者を大切にする
企業の自主宣言制度

適切に技能者を処遇する
優良事業者に見える化・
優先選定する仕組みを導入

コミットメント制度
の導入

請負契約の注文者が、受注者
の適正な労務費・賃金支払い
を確認する仕組みを導入

CCUSレベル別年収
の支払い

技能者の技能・経験に応じた
設計労務単価水準の賃金として
CCUSレベル別年収を推進

2. これまでに実施した取組について

(1) 全面施行に併せた対応

- 改正建設業法の「労務費に関する基準」に関連する規定等の施行と併せて、その円滑な運用に向け、以下のガイドライン類を新規作成又は改正した。
- これらの活用により、建設Gメンや許可行政庁による調査・監督等の実効性を確保し、向上を目指す。

新規作成

- 「労務費に関する基準の運用方針」 (令和7年12月公表) (p.9)
- 「建設工事の見積書様式例 徹底書き方ガイド (運用編)」 (令和8年3月公表) (p.14)
- 「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」
(令和7年12月公表) (p.23)

改正

- 「元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン」 (令和8年1月改定)
- 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」 (令和8年1月改定)
- 「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」 (令和7年12月改定)
- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」 (令和7年12月改定)

「労務費に関する基準」の運用方針について

- 労務費に関する基準の勧告とあわせ、国土交通省において、本基準に基づく価格交渉時の留意点等の詳細を整理した「『労務費に関する基準』の運用方針」を提示。
- 本基準において位置づけられた適正な労務費が請負契約において適切に確保されるよう、労務費等を内訳明示した見積書の提出・尊重等の、「基準」「運用方針」等に沿った新たな商習慣の定着を図る。

運用方針の構成

○「労務費に関する基準」に基づく取引について、計71の運用方針を提示

① 基準に関する基本的な考え方・取扱い (方針1～15)

- …「通常必要と認められる労務費（基準値）」と異なる額での見積りの取扱いについて
- …精算を行うことに係る考え方について 等

② 受注者の対応 (方針16～24)

- …受注者が、再下請負先からあらかじめ見積りを取らずに、注文者に対して見積書を提出する場合の取扱いについて 等

③ 注文者の対応 (方針25～35)

- …注文者側から様式を指定して見積りを求める場合について 等

④ 発注者-元請（総合工事業者）間の見積り・契約における対応 (方針36～56)


- …民間発注者として、どのように建設工事の予算を決めるべきか
- …発注者は見積期間をどのように確保すべきか
- …元請（総合工事業者）が発注者に提出する見積書についても、労務費の内訳明示をしなければならないのか。等

⑤ コミットメント制度における取扱い (方針57～71)

- …コミットメント制度のメリットについて 等

○専門工事業者向けに労務費・必要経費等を内訳明示した見積書の様式例（詳細版・簡易版）及びその記載要領（「書き方ガイド」）を提示

⇒見積書様式例については、各専門工事職種の取引の事情に応じ、専門工事業者団体においてアレンジして活用可能



別紙42

見積書

令和 年 月 日

御中

会社名: _____ 所属部門/担当: _____

住所: _____ TEL: _____ FAX: _____

[A]見積金額合計(税込)	消費税率
	税率 10%

工事名	
工事場所	
見積有効期限	令和 年 月 日まで
支払条件	
工期	自 令和 年 月 日
	至 令和 年 月 日
受渡場所	
その他	

見積書合計金額(税込) (A) のうち、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経費	金額(税込)
材料費	-
労務費	-
法定福利費(事業主負担分)	-
建設共済金	-
安全衛生経費	-

以上を以て、お見積り申し上げます。

別紙03

【専門工事業者向け】建設工事の見積書様式例

徹底 書き方ガイド

↓運用方針はコチラのページから↓



「労務費に関する基準ポータルサイト」

労務費の基準値の公表状況について

- 令和6年11月以降、これまでに計25の職種別意見交換会を実施。
- 職種別意見交換会では、各業界の実情に応じた「労務費の基準値」の示し方や、これに当たっての留意点、実効性確保の具体策について議論。
- **令和8年3月までに、22職種分野133工種(作業)について、「労務費の基準値」を公表。**(建設業許可業種全29業種中19業種の何らかの作業に対応)
- 引き続き調整中の職種から検討を進めつつ、その他の職種についても業界団体からの意向を踏まえて順次対応。

開催した職種別意見交換会と構成員※1

※1記載順は、職種は開催順・団体名は五十音順
 ※2引き続き調整中の基準値を含む

凡例

○ : 公表済み(R8年3月時点)

(全職種共通)建設産業専門団体連合会、全国建設業協会、 全国中小建設業協会、日本建設業連合会	板金・ 屋根ふき ○	全日本瓦工事業連盟、日本金属屋根協会、 日本建築板金協会
型枠 ○ 日本型枠工事業協会	解体 ○	全国解体工事業団体連合会
鉄筋 ○ 全国圧接業協同組合連合会、全国鉄筋工事業協会	鉄骨	鉄骨建設業協会
住宅分野 ○ 住宅生産団体連合会、全国建設労働組合総連合、 全国工務店協会、全国住宅産業地域活性化協議会	トンネル	日本推進技術協会、日本トンネル専門工事業協会
左官 ○ 日本左官業組合連合会	防水 ○	全国防水工事業協会
電気 ○ 全日本電気工事業工業組合連合会、日本電設工業協会	潜かん ○	日本圧気技術協会
計装 ○ 日本計装工業会	さく岩 ○	日本発破・破砕協会
塗装 ○ 日本塗装工業会	切断穿孔 ○	ダイヤモンド工事業協同組合
内装 ○ 全国建設室内工事業協会、全日本畳事業協同組合、 日本建設インテリア事業協同組合連合会、 日本室内装飾事業協同組合連合会、日本畳産業協会	タイル・ サッシ・ ガラス※2 ○	建築開口部協会、全国板硝子工事協同組合連合会、 全国板硝子商工協同組合連合会、全国タイル業協会、 日本サッシ協会、日本タイル煉瓦工事工業会
空調衛生 ○ 全国管工事業協同組合連合会、全国ダクト工業団体連合会、 日本空調衛生工事業協会、日本配管工事業団体連合会 日本保温保冷工業協会、日本冷凍空調設備工業連合会	エクステリア ○	日本エクステリア建設業協会
とび・土工 ○ 全国圧入協会、全国基礎工事業団体連合会、 全国クレーン建設業協会、全国コンクリート圧送事業団体連合会、 全国特定法面保護協会、日本アンカー協会、日本ウェルポイント協会、 日本機械土工協会、日本基礎建設協会、日本グラウト協会、 日本建設あと施工アンカー協会、日本建設躯体工事業団体連合会、 日本鳶工業連合会	橋梁 ○	日本橋梁建設協会、日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会、 プレストレスト・コンクリート建設業協会、 プレストレスト・コンクリート工事業協会
	警備 ○	全国警備業協会
	造園 ○	日本造園組合連合会、日本造園建設業協会
	上下水道 ○	全国管工事業協同組合連合会、日本管路更生工法品質確保協会
	土間	日本左官業組合連合会、日本土間業組合連合会

「労務費に関する基準」の周知について①

- 改正法の施行に際し建設業団体、公共・民間発注者等に対し、改正概要や関係者が取り組むべきことを整理した改正法の施行通知を発出するとともに、「労務費に関する基準」や、これを踏まえた商慣行の定着に向けて、**専用のポータルサイトや説明会等**を通じた制度の周知を実施。

■ 「労務費に関する基準ポータルサイト」を開設



- 「基準」本文及び概要資料、改正法の施行通知、労務費の基準値、労務費の基準の運用方針その他基準に関わるあらゆる関連資料を網羅するポータルサイトを開設。
- 開設日（12/10）からの累計閲覧数（※）約7万回（R8.2末 時点）

※トップページの表示回数を集計。閲覧数と閲覧人数は必ずしも一致しない。

■ 改正建設業法説明会の実施



開催実績

- 夏:全国10ブロックで開催（対面・オンライン併用10回）
- 冬:全国10ブロックで開催（対面10回、オンライン3回）

主な参加者

建設業団体、建設企業、民間発注者、公共発注者、設計企業 等、累計約1万2千人が聴講。

※説明会アーカイブ動画も公開中
（合計視聴回数約1万回（R8.2末 時点））



※説明会に加え、建設業団体・発注者団体等から構成されるCCUS 処遇改善協議会を開催し、周知。

2. これまでに実施した取組について

(2) 実効性確保策に係る進捗

建設技能者を大切にする企業の自主宣言(「職人いきいき宣言」)について

- 「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3か年計画」(R6.7)において、**改正建設業法に基づく取組とCCUSを活用した取組を一体**として、技能者の処遇改善を図る方向性を示した。
- この方向性に沿って、**処遇改善に取り組む企業が評価**され、サプライチェーン全体で処遇改善に取り組むようになるための枠組みとして、「**建設技能者を大切にする企業の自主宣言**」が創設。
- 宣言企業は、令和8年7月1日以降の経営事項審査の申請において、加点予定。



■ 参加の流れ

- 1. 立場選択** : ①元請事業者、②下請事業者、③発注者
- 2. 項目検討** : 必須項目、任意項目について対応検討
- 3. 申請** : 1. 2. を以て国交省に申請
- 4. 公表** : 国交省HPに掲載

■ 効果

- 宣言企業は、
- ・国交省HPで公開される
 - ・シンボルマークの使用が可能となる
 - ・経営事項審査における加点等のインセンティブ
- ➡
- ✓ **就業者に選ばれ**、安定的な事業活動の実現
 - ✓ サプライチェーンの中で**適切に評価**される

■ 宣言項目

	元請事業者	下請事業者	発注者
必須	労務費確保・賃金支払い等のための取組	技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等	
	CCUSの活用	全ての現場において、技能者の就業履歴蓄積の環境整備・促進に取り組むこと 等	雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと
	宣言企業との取引優先	取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。	
任意	その他	例) ・事務作業/現場作業におけるICT化を推進すること ・外国人就労者の就労環境の向上に取り組むこと 等	

- **宣言状況 (2026年3月末現在) 計 : 1,887社**

経営事項審査の改正について

『建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度』の宣言の有無（新設）

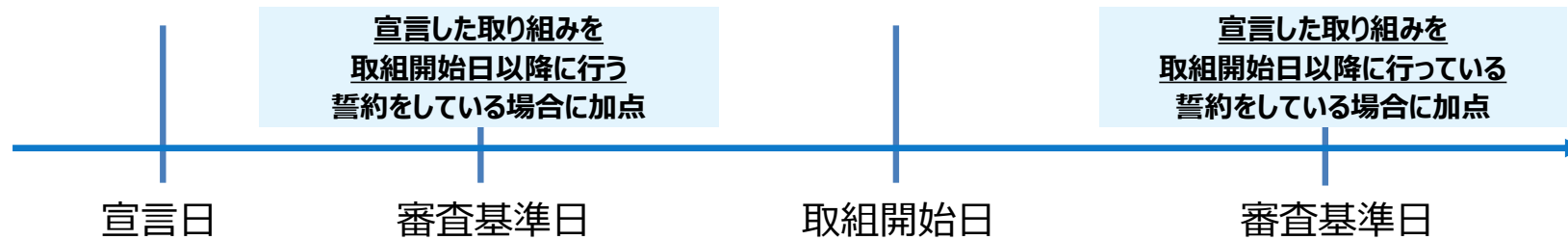
- 第三次・担い手3法の全面施行を受け、労務費確保等のための取組とCCUSの活用について積極的に推進することにより技能者を大切にせる企業を評価する項目を設定するため、「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言状況の評価することとした。
- あわせて、「W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直しを行うこととした。

【加点措置の要件】

- ・ 審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されていること

【誓約内容】

- ・ 自主宣言制度において宣言した取り組みについて、取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約



審査項目		改正前	改正後
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	民間工事を含む全ての建設工事	15点	10点
	全ての公共工事	10点	5点
「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言の有無		—	5点 (新設)

「労務費に関する基準」に関連した建設業法令遵守の対応

改正建設業法の全面施行を受けて講じた措置

建設業法令遵守ガイドラインの改訂

改正建設業法において新たに規定された各種規制事項について、元請下請問および発注者受注者の各法令遵守ガイドラインを改訂。

主な改訂内容

- ◆ 通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るおそれとなる見積りのやりとり
- ◆ 書面契約の取り交わしの再徹底等
- ◆ 受注者による通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期の禁止
- ◆ 受注者による通常必要と認められる原価に満たない金額の請負契約の禁止
- ◆ 請負契約における賃金・労務費の適正な支払いに係るコミットメント条項
- ◆ 取適法改正に伴う所要の改正

通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集

建設Gメンによる調査において、通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれとなるような、不適正な見積りのやりとりによる取引行為を類型化し、「取引事例集」として公表。

不適正な取引行為類型

- | | |
|----------------|------------------|
| ① 単価を見直さない据え置き | ④ 相見積等を基にした指値 |
| ② 一律一定比率等の減額 | ⑤ 取引関係維持等を意図した減額 |
| ③ 予算額を前提とした指値 | ⑥ 工事条件を考慮しない価格設定 |

「駆け込みホットライン」の情報収集フォームの開設

「駆け込みホットライン」は、これまでは電話による情報提供の方法が中心であり、通報内容のやり取りをするために要する時間や通話費用など通報者への負担となっていた。

今般の情報収集フォームの開設により、通報対象となる違反事項をリストから選択できるようにする等の工夫により、通報に要する時間を短縮する改善が図られ、違反情報の提供を行いやすい環境を整えた。



建設Gメンと関係省庁の連携強化

中小企業庁との連携（取引Gメンとの情報連携）



中小企業庁による「価格交渉促進月間フォローアップ調査」の結果公表について、「発注者リスト(※)」に掲載された建設業者に対する調査の端緒として活用する。また、取引Gメンとの情報共有等の連携の在り方について検討を進める。

※「発注者リスト」とは、当該調査において10社以上の中小受託事業者から主要な取引先として挙げられた事業者について、取引先との価格交渉、価格転嫁等の状況に関する評価結果を中小企業庁が公表したものを。

厚生労働省との連携



建設Gメンが法令違反の疑いがある建設業者に対して調査を行う際、必要に応じて労働基準監督署の同行を求める等の取り組みを引き続き実施するとともに、情報共有等の連携の在り方について検討を進める。

※引き続き各都道府県労働局が主催する建設業関係労働時間削減推進協議会などの機会を活用し、全面施行された改正建設業法及び労務費に関する基準の周知を行うなど、法令遵守の啓発活動における連携を継続する。

- 建設Gメンが下請取引等実態調査や駆け込みホットラインなどの端緒情報（うち技能者の処遇に影響を及ぼすおそれがあるような不適正な取引に関する情報は約500件程度）をもとに、929事業者に対する調査等、うち不正行為やおそれが確認された604事業者に対して指導、助言等を実施。
- 建設Gメンによる建設工事の請負契約に関する状況等の調査を通じ、技能者の処遇に影響を及ぼすような不適正な取引のおそれに対する指導等を行った主な内訳として、見積内訳明示・条件提示不備等：457件、契約書記載不備等：428件、価格転嫁（金額変更に関する定めの不備等）：166件などが挙げられる。

1.調査件数等の内訳

【調査：929事業者】

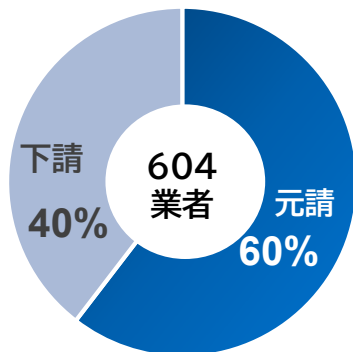
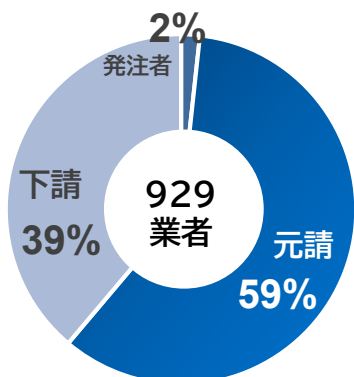
- ・ 発注者 16事業者
- ・ 元請事業者：552事業者
- ・ 下請事業者：361事業者

【指導、助言等：604事業者】

- ・ 発注者 0事業者
- ・ 元請事業者：365事業者
- ・ 下請事業者：239事業者

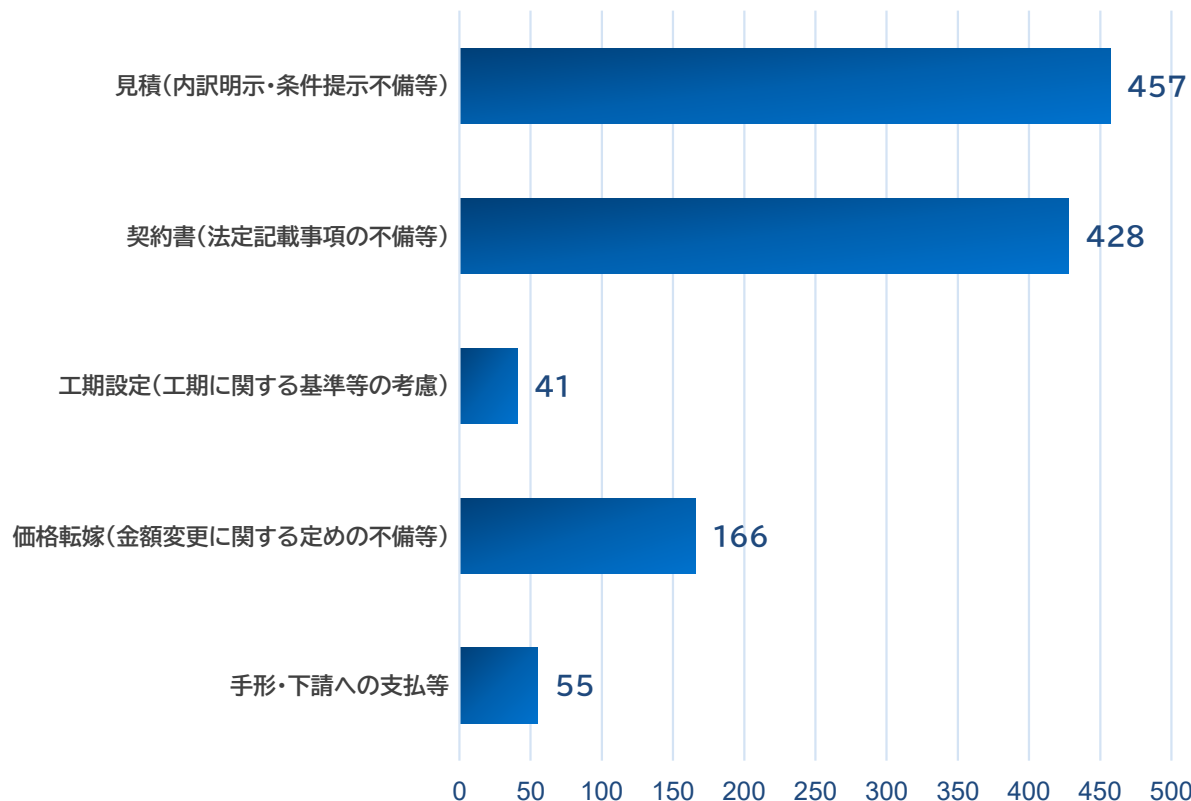
調査業者数

指導業者数



2.主な指導等の内訳

※1社において複数事項で指導していることがあるため、業者数と一致しない。



※調査件数は1社に対して複数回行っている場合があるため延べ数となる。

※指導件数には、法未施行の規定に係る指導を含む

「みらいエコ住宅2026事業」における担い手確保に向けた取組推進の表明

- 大工就業者数の減少・高齢化等の現状を踏まえ、住宅分野についても**建設技能者の技能・経験に応じた処遇改善**を進め、①若い世代がキャリアパスの見通しをもてる環境づくりや、②技能者を育成する企業に人が集まる業界への成長を促すことで、**持続可能な住宅生産の体制づくり**を図ることが必要。
- このため、多数の住宅事業者の参加が見込まれる「みらいエコ住宅2026事業」※において、**施工に携わる元請事業者の登録要件**として、「**担い手確保に向けた取組推進の表明**」を求めている。

※ 省エネ住宅の新築や、既存住宅の省エネリフォームに対する支援事業 [R7年度補正予算等：2,500億円]

※ R6年度補正予算等で実施した同様の事業「子育てグリーン住宅支援事業」の登録事業者数は約7.7万件

項目	選択肢
1. 今後の取組の姿勢（宣言）	
○「就労・育成環境の改善」及び「技能者の技能や経験に応じた処遇の確保」に取り組む	（宣言） ※必須
2. 現状と今後の取組予定（報告） ※回答内容は交付可否に無関係	
(1) 就労・育成環境の改善	
①就労環境の改善（正規雇用、週休二日、退職金など）	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
②育成環境の改善（自社の訓練プログラム、職業訓練校、団体共同研修など）	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
③一人親方に対する「働き方自己診断チェックリスト」の活用推進	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
④女性技能者への配慮（快適トイレ、更衣室の設置など）	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
⑤その他【自由記載】	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
(2) 技能者の技能や経験に応じた処遇の確保	
①就業履歴の蓄積（建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用など）	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
②就業履歴・資格を踏まえた処遇（レベルを考慮した給与設定、CCUSレベル別年収の適用など）	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
③「労務費に関する基準」を踏まえた下請けに対する適正な労務費の支払い	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
④「職人いきいき宣言※」への参加	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
⑤資格取得に対する助成	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
⑥その他【自由記載】	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし

※処遇改善に積極的に取り組む事業者が、その旨を内外に宣言する制度。宣言企業はシンボルマークの使用が可能となり、国土交通省サイトでも公表。

①ブロック別にレベル別年収を算出

(令和5年公表版:全国一律⇒今回:ブロック別)

②前回以降新たに認定された能力評価分野等(14分野)を追加

(令和5年公表版:32分野⇒今回:46分野)

③最新の公共工事設計労務単価を適用

(令和5年公表版:令和5年3月単価⇒今回:令和8年3月単価)

④公表の対象を「標準値」(従前の「下位」)及び「目標値」に限定(従前の「中位」)するとともに、「目標値」を「中位値以上」と標記

CCUSレベル別年収の概要（令和8年4月改定）

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた**賃金の実態**を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。
- ◎**目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認する。**

ブロック別（全分野）（年収）

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

	レベル1（単位：万円） （標準値～目標値）	レベル2（単位：万円） （標準値～目標値）	レベル3（単位：万円） （標準値～目標値）	レベル4（単位：万円） （標準値～目標値）
全 国	395～535以上	444～599以上	472～664以上	572～754以上
北 海 道	363～492以上	408～551以上	434～611以上	526～694以上
東 北	417～565以上	469～632以上	498～701以上	604～797以上
関 東	418～567以上	470～635以上	500～704以上	606～800以上
北 陸	407～552以上	458～618以上	487～686以上	590～779以上
中 部	416～565以上	468～632以上	498～701以上	603～796以上
近 畿	386～524以上	435～587以上	462～651以上	560～739以上
中 国	337～457以上	379～512以上	403～568以上	489～645以上
四 国	362～491以上	408～550以上	433～610以上	525～693以上
九州・沖縄	383～519以上	431～581以上	458～644以上	555～732以上
参考①特殊作業員	416～563以上	468～631以上	490～692以上	603～792以上
参考②普通作業員	350～473以上	393～530以上	412～581以上	506～665以上

<算出条件> ・CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査（令和7年10月調査）の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
 ・労務費調査においてレベル評価されていない標本も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）
 ・労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成

民間(七会)連合協定工事請負契約約款の改正(コミットメント条項の追加)

- 建設工事標準請負契約約款の改正(令和7年12月12日中央建設業審議会勧告)を受け、同日、民間(七会)連合協定工事請負契約約款が改正
- 同約款においては、標準約款における コミットメント条項(B) を 選択的条項ではなく既定の条項として追加

民間(七会)連合協定工事請負契約約款(抄)

第4条の2 適正な労務費の確保等

(1) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準(建設業法第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

(2) 発注者は、本条(1)の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

(3) 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- a. 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。
- b. 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を下請負人に支払うものとする。

(4) 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定め、次に掲げる書面の提出を請求することができる。

- a. 本条(3)aの賃金を支払った旨の誓約書
- b. 受注者と下請負人との間の契約書の本条(3)bの支払に関する部分の写し等

(5) 受注者は、本条(4)の規定による請求があったときは、同項各号に掲げる書面を提出するものとする。

(参考) 民間建設工事標準請負契約約款(甲)(抄)

(適正な労務費の確保等)

第四条の二(B) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。
- 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

- 一 前項第一号の支払に関する書面
- 二 前項第二号の支払に関する書面

[注] 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

[注] 第四条の二は(A)又は(B)を使用し、使用しない場合は削除する。

<民間(七会)連合協定工事請負契約約款> 民間(七会)連合協定工事請負契約約款委員会(※)において制定・改正を行っているもの。
※委員長：古阪秀三立命館大学客員教授
構成団体：(一社)日本建築学会 (一社)日本建築協会 (公社)日本建築家協会 (一社)全国建設業協会 (一社)日本建設業連合会
(公社)日本建築士会連合会 (一社)日本建築士事務所協会連合会

- 建設業の担い手を確保するためには、現場で働く技能労働者の処遇改善が不可欠であり、適正な労務費の確保・行き渡りを図るべく、令和6年6月に第三次・担い手3法が改正された。
- 公共工事においては、令和7年12月12日に完全施行された、入契法第12条及び第13条の規定により、公共工事の入札時に応札者は、労務費等が明示された入札金額の内訳を提出し、公共発注者は提出された書類内容の確認等必要な措置を講じなければならない。
- 公共発注者は入札金額の内訳の記載内容を確認することになるが、労務費等の適正性を調査する方法の1つが「労務費ダンピング調査」である。
- 「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けのガイドライン」は、「労務費ダンピング調査」の対象となる内容の概説や、使用する入札金額の内訳の事例及び具体的な実施方法について留意点をまとめた内容である。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律

(入札金額の内訳の提出) ※改正部分(赤下線)

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳(材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。)を記載した書類を提出しなければならない。

(各省各庁の長等の責務) ※改正無し

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

2 各省各庁の長等は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則(令和六年国土交通省省令第百五号)

(適正な施工を確保するために不可欠な経費) 規定(赤下線)

第一条 一 法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)

二 安全衛生経費(平成二八年法律第百十一号)第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)

三 建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金

3. 今後の取組方針について

(1) 今後のフォローアップ

「労務費に関する基準」(令和7年12月2日中央建設業審議会決定)

第4章 その他(抄)

(3) 基準の見直し

- ・今後、労務費等を内訳明示した見積書(材料費等記載見積書)の普及状況、請負契約における必要な労務費の確保状況、技能者に対する賃金の支払い状況等、**本基準の運用状況に係るフォローアップ等を実施**するとともに、必要に応じ、労務費WGにおける議論を実施し、フォローアップ等の結果や社会経済情勢の変化を踏まえた本基準の見直し等に係る措置を講ずることが適切である。

労務費の基準WGにおけるこれまでの議論

- 建設キャリアアップシステムのレベル別年収等を、現場従事者の適正な賃金水準としていくために、国としての具体的な方向性・施策を改めて示していただきつつ、労務費に関する基準の効果検証等を、引き続きこのワーキンググループで論議していただきたい。
- 民間工事において、おおむねどの程度労務費がアップにするのかという試算や、その数値が我が国の建設市場がそれによりどのような変動を起こす可能性があるのかということについて、把握して公表していただきたい。
- 現下の建設費高騰の中で、自ら(発注者)の立場としては既に適切な労務費を支払っているつもりだが、最終的に技能者に賃金が行き渡らない状況について、元請から技能者にたどり着くまでの重層下請構造の形態のどこに課題があるのかとその解決方を議論しないままに労務費の確保のみを進めても、いずれ建設投資が滞ってしまうのではないか。

フォローアップの実施に向けたポイント

- 労務費等を内訳明示した見積の取り交わし等、今回の制度改正によって図ることとされた新たな商習慣がどの程度定着しているかを、どのように確認するか。
- 新たな商習慣の定着の結果、建設市場に生じている影響(適正な労務費が実際にどの程度確保されているか)についてどのように把握していくか。また、行き渡りボトルネックをどのように把握するか。
- 施策の目的である、主に賃金面での建設技能者の処遇改善状況の把握に向け、マクロレベルでの建設技能者の平均的な賃金水準の把握に加え、ミクロレベルで個人のCCUSレベルに見合ったCCUSレベル別年収(目標値)が払われているかについて、現状と状況の改善に向けた知見をどのように把握していくか。

○実効性確保策の定着状況とその効果の発現の状況について、下記の調査を行った上で、**その実施結果について年1回の頻度**でフォローアップ調査結果を労務費WGに報告する。

フォローアップが必要な内容	既存調査	既存調査 (新規に項目を追加)	新規調査
<p>入口の取組</p> <p>見積における労務費・必要経費の明示</p> <p>事業者の見える化 (自主宣言)</p> <p>労務ダンピング調査 (公共)</p> <p>国(建設Gメン)による調査</p>	<p>受注側による労務費等の確保状況(確保割合) 【社保調査(※1)】</p> <p>(自主宣言の実施状況)</p> <p>(建設Gメンの活動状況)</p>	<p>労務費等が内訳明示された見積書による取引状況 【社保調査】</p> <p>労務費ダンピング調査の実施状況 【入契調査(※2)】</p>	<p>・「適正労務費」の取引への反映状況等に係る調査</p> <p>・「行き渡り」のボトルネックに係る実態調査</p>
<p>出口の取組</p> <p>労務費・賃金の支払い状況の確認</p> <p>コミットメントの活用状況の確認</p>	<p>・労務費等の支払い状況 【社保調査】</p> <p>・直轄事業における試行調査</p>	<p>コミットメント条項の導入状況</p>	<p>CCUSレベル別年収の支払い状況に係る実態調査</p>

(※1) 社会保険の加入確認・法定福利費に関する調査。建設業許可業者から無作為に抽出した40,000者(令和6年度は有効回答数6,972者)に対し実施
 (※2) 入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査。入契法の適用対象である国・特殊法人等・地方公共団体の計1,927団体に対し実施

「適正労務費」の取引への 反映状況等に係る実態調査

実施目的（課題）：
従前の調査では事業者の主観ベースでしか確認できていなかった適正な労務費の確保状況について、基準によって示された適正な労務費が取引において反映されているかを、「基準値」を活用して客観的に把握する。

実施対象：
既に基準値が定まっている特定の職種分野の、任意・一定規模の建設業者を対象に実施

実施方針：
基準値で定めた標準的な仕様・作業内容で行われた工事における単位施工量あたり見積り額をアンケートベースで調査（マクロ的把握）

「行き渡り」のボトルネックに 係る実態調査

実施目的（課題）：
従前必ずしも定性的にしか把握されていなかった労務費行き渡りの「ボトルネック」が生じる要因について、個別の工事に着目して分析し、追加的に施策を講じるべき点がないか把握する。

実施対象：
公共工事・民間工事、土木工事・建築工事等の一定の類型を考慮した上で選定する数件程度の工事

実施方針：
選定された工事について、発注者や、施工体制下の元請・下請・技能者それぞれにおける労務費確保・賃金の支払い状況をヒアリングベースで調査（ミクロ的把握）

CCUSレベル別年収の 支払い状況に係る実態調査

実施目的（課題）：
従前、統計ベースのマクロ的数字としてしか把握されていなかった技能者への賃金支払いの状況について、個別の技能者へのCCUSレベル別年収（目標値）が支払われる環境構築に向け、どのような施策を追加的に講じる余地があるかを把握する。

実施対象：
既にCCUSレベル別年収が定まっている特定の職種分野の、任意・一定規模の建設業者を対象に実施

実施方針：
対象企業における賃金支払い状況について、賃金台帳・出勤状況・CCUS能力評価の状況（能力評価が進んでいない理由）等の把握により、賃金支払い状況をヒアリングベースで調査（ミクロ的把握）

※いずれについても、あくまで施策検討に向けた一般的な課題把握を目的とし、法令に基づく取締り・指導を目的としない調査とする。

3. 今後の取組方針について

(2) 実効性確保策(貸金情報提供制度の構築・ 悪質な事業者や事例の「見える化」)

「労務費に関する基準」(令和7年12月2日中央建設業審議会決定)

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

(抄)

(3) 支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組

(抄)

③技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供

- ・建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付けるため、各地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」に加えて、**デジタル技術を活用した技能者からの賃金に係る情報提供制度を導入することにより、技能者から適正な賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが適切**である。
- ・通報も端緒情報として活用し、雇用主となる建設業者の取引状況について詳細な調査を行うとともに、法令違反が疑われる場合等には、建設業者への指示等や発注者への勧告等を実施することが適切である。

④労務費・賃金の支払い態様が悪質な事業者の見える化

- ・国土交通省において、**労務費や賃金の支払いに関し悪質な態様が認められる事業者を見える化**することにより、**優良な事業者が市場で選択される環境を整備することが適切**である。

- 「デジタルを活用した技能者からの賃金情報提供制度」の構築に向けて、令和7年度補正予算を活用し、調査検討業務を実施。
- 地方整備局等へのヒアリングを実施し、使いやすく、かつ、セキュリティの確保されたシステムとなるよう詳細を検討。また、令和8年度中に試行運用を実施し、本格運用に向けた検討にフィードバック。

構築に向けた基本的な考え方

- ◆ 「労務費に関する基準」において、「CCUS レベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること」とされている。
- ◆ したがって、技能者から情報提供された技能者の賃金がCCUSレベル別年収の標準値を下回っているかどうかをシステムが簡易に判定し、提供された関連情報も含めてシステムから建設Gメンに提供することで、労務費のダンピングの恐れについて確認等を行うかどうかの検討・判断にあたっての端緒情報として活用することを基本とする。

- 「労務費に関する基準」（令和7年12月2日中央建設業審議会決定）（抄）

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

（略）

（3）支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組

①基本的な考え方

（略）

- 建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての 公正な評価に基づく適正な賃金として、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられる CCUSレベル別年収の支払いを目指すこと。
- CCUS レベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること。
- 行政、契約当事者等が役割を分担しながら、デジタル技術を活用した簡易・任意の確認システムを活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。

悪質な事業者や事例の「見える化」(今後の対応の方向性)

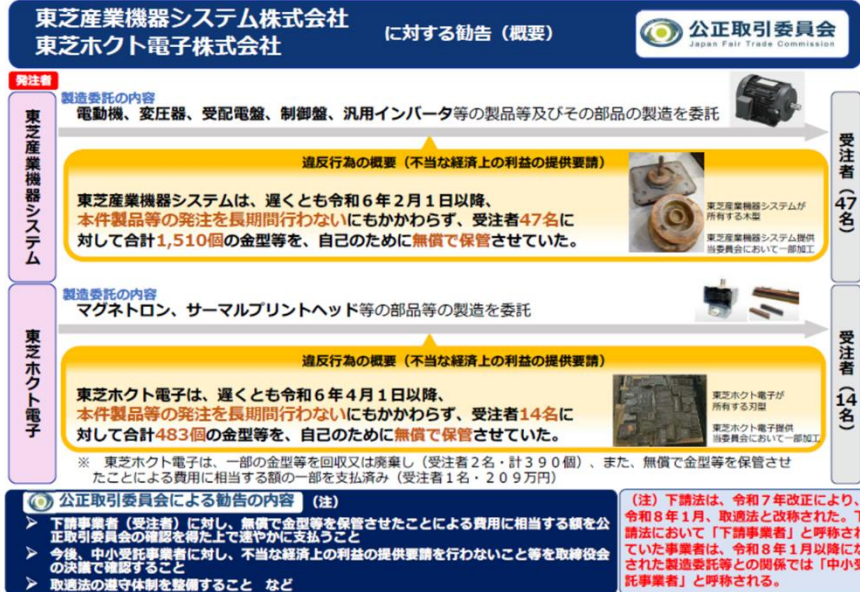
1. 「通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集」の周知徹底及び充実

- 1月に公表した取引事例集について、建設業界に対する周知徹底を図っていく。
- 第三次・担い手3法の完全施行を踏まえ、労務費の行き渡りに関して、建設Gメンによる取引実態の調査を本格的に実施し、当該調査において確認された法違反のおそれのあるケースを踏まえ、事例集について充実を図っていく。【順次実施】

2. 監督処分公表の充実

- 監督処分時の公表について、他制度を参考として、その悪質な態様がわかるよう詳細な情報も公表することで、一層の注意喚起を図る。
- 国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの蓄積とは別に、今後の監督処分事案のうち特に悪質であるなど広く注意喚起を図ることが必要なものについては、その概要を国交省HPにおいて掲載する。
- いずれも、まずは国土交通省において大臣許可業者に対する処分について実施。その運用状況を踏まえ、都道府県にも順次実施を促していく。

【大臣許可業者については令和8年度から随時実施予定】



東芝産業機器システム株式会社 東芝ホクト電子株式会社 に対する勧告 (概要) 公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

東芝産業機器システム (受注者 47名)

製造委託の内容: 電動機、変圧器、受配電盤、制御盤、汎用インバータ等の製品等及びその部品の製造を委託

違反行為の概要 (不当な経済上の利益の提供要請)

東芝産業機器システムは、遅くとも令和6年2月1日以降、本件製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者47名に対して合計1,510個の金型等を、自己のために無償で保管させていた。

東芝ホクト電子 (受注者 14名)

製造委託の内容: マグネトロン、サーマルプリントヘッド等の部品等の製造を委託

違反行為の概要 (不当な経済上の利益の提供要請)

東芝ホクト電子は、遅くとも令和6年4月1日以降、本件製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者14名に対して合計483個の金型等を、自己のために無償で保管させていた。

※ 東芝ホクト電子は、一部の金型等を回収又は廃棄し(受注者2名・計390個)、また、無償で金型等を保管させたことによる費用に相当する額の一部を支払済み(受注者1名・209万円)

公正取引委員会による勧告の内容 (注)

- 下請事業者(受注者)に対し、無償で金型等を保管させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 今後、中小受託事業者に対し、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議で確認すること
- 取適法の遵守体制を整備すること など

(注) 下請法は、令和7年改正により、令和8年1月、取適法と改称された。下請法において「下請事業者」と呼ばれていた事業者は、令和8年1月以降になされた製造委託等との関係では「中小受託事業者」と呼ばれる。

取適法における勧告や独占禁止法に基づく警告等の公表については、事案の内容を詳細に記載しているとともに、わかりやすい概要資料も併せて公表

- 1. 及び2. の取組の徹底を図るとともに、労務費基準の定着状況についてフォローアップ
- 当該状況も踏まえつつ、引き続き、建設業法に基づく勧告公表の実施のほか、中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」など他制度を参考とした効果的な公表の仕組みや制度的な位置づけの要否などについて、検討を継続

4. ロードマップについて

- 基準に関する実効性確保策の議論の過程において、第8回労務費の基準に関するワーキンググループ(R7.6.3)の際に、「実効性確保策のロードマップ」を整理。
- その後のWGにおける議論を踏まえ、12月に勧告された「労務費に関する基準」においては、「建設業に従事する技能者の賃金水準が依然として全産業平均値を相応に下回っている実態に鑑み、まずは早急に公共工事・民間工事全体を通じて公共工事設計労務単価並みの水準の労務費・賃金の支払いを確保することにより他産業並み以上の水準への処遇改善を実現し、実勢賃金の上昇が公共工事設計労務単価を更に上昇させる好循環を生み出して、建設業を中長期的に持続可能なものとすることを目指す」

ことが確認された。

- この目標の実現に向けては、入口・出口の実効性確保策について、制度の運用状況や各施策の検討状況を踏まえた見直しを経つつ、段階的に講じ、中長期的に新たな商慣行の定着を図ることが必要。
- 第8回WG以降の「労務費に関する基準」の勧告や実効性確保策の具体化等の経緯も踏まえつつ、ロードマップの改定を行い、取組の進め方に係る関係者間の意識統一を図りたい。

労務費に関する基準の実効性確保のロードマップ

R8.4

R9

R12~

中長期的に 目指すべき将来像

- 受注者が、労務費の基準を参考としつつ、自社の歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した見積を作成
- 個人注文者・元請等が、当該見積を尊重し、契約を締結
- 強い立場にある注文者が価格指定して契約する場合も、注文者は労務費の基準を活用して労務費を算出
- 公共発注者において、労務費についてダンピングされていないかを確認
- 適正に賃金を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備
- 建設Gメンが、建設業者から電子媒体による見積等の提出を受けて調査し、ダンピングと生産性向上を見分けた上で、指導・監督
- 建設業者は、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金を支払う
- 国・都道府県（許可行政庁）、第三者機関、契約当事者が役割を分担しながら、ITを活用した簡易・任意の確認システムも活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認
- 処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上
- 国直轄工事で試行後、公共発注者による賃金確認の普及を促進

入口での対策（入札契約段階での実効性確保）

出口での対策（労務費・賃金の支払いの実効性確保）

